



解雇・雇止めに関する

近時の裁判例と実務上の留意点

一普通解雇・懲戒解雇、試用期間中の解雇、雇止めなど一

労働契約の終了場面、特に、解雇や雇止めは、いつの時代であっても労使間でのトラブルになりやすく、裁判所の訴訟事件としても常に数多くの事案が係属しています。

使用者としては、解雇や雇止めについて、トラブルを回避できるように法律の理解や裁判所での判断事例なども参考にしつつ慎重にその対応を進めなければなりません。

本セミナーでは、近時（主に令和4年～6年）の裁判例を参考に解雇・雇止めに関する実務上の留意点を解説します。

日時 令和7年3月26日（水）

講師 弁護士 山中 健児

午後3時～5時

（石寄・山中総合法律事務所代表弁護士）

開催方法 WEB開催

定員 100名

（Microsoft Teams meeting を使用）

対象者 企業の経営者、人事担当者、現場管理職

参加費 5,500円（税抜5,000円）

※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせて頂きます。

申込方法 FAX又はメールでお申し込みください（申込み〆切り3月21日（金））。

【講義プログラム】

1. はじめに	4. 懲戒解雇事例
(1) 労働契約終了の各場面	(1) ハラスメント行為
(2) 普通解雇と懲戒解雇	(2) 名誉・信用毀損行為
2. 普通解雇事例	5. その他事例
(1) 能力不足	(1) 内部告発者の解雇
(2) 協調性不足	(2) 契約条件の変更提案と更新拒絶
(3) 業務命令違反	【講義全体を通して】
3. 試用期間中の本採用拒否事例	・各事例における判断のポイント
(1) 本採用後の解雇との違い	・実務上の留意点
(2) 能力不足、その他のケース	6. まとめと質疑応答

【次回の開催予定】令和7年5月27日（火）午後3時～5時

参加申込書

石寄・山中総合法律事務所 宛

※本申込書に必要事項をご記入頂き、下記いずれかの方法でお申し込み下さい。

FAX送信にてお申し込み頂く場合 FAX番号：03-3272-2991

Eメールにてお申し込み頂く場合 送信先アドレス：seminar@iylaw.jp

(本申込書をPDF化し、添付ファイルで送信して下さい) ※申込み〆切り 3月21日(金)

テーマ：解雇・雇止めに関する近時の裁判例と実務上の留意点—普通解雇・懲戒解雇、試用期間中の解雇、雇止めなど一日 時：令和7年3月26日(水)午後3時～午後5時

(WEB開催【Microsoft Teams meetingを使用】) 定員100名

参加費：1名様あたり5,500円(消費税抜5,000円)

※お申込書にご記載頂いた宛先に請求書を送付させて頂きます。

※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせて頂きます。

会社・団体名	<input type="checkbox"/> 顧問 <input type="checkbox"/> 非顧問 該当する箇所にチェック□をお願いします。
--------	--

住所 テ	
------	--

所属・役職 (代表者) 氏名	Eメール @ ※申込手続完了後にTeamsの接続情報を上記のアドレスにご案内させて頂きます(複数名でご参加の場合にも代表者様のアドレス宛てに一括してご案内させて頂きます)。
TEL ()	FAX ()

その他の参加者 所属・役職	氏名

※顧問先企業は、4名様まで無料とさせて頂きます。

※定員の都合上、1社あたり最大5名までとさせて頂きます。

【請求書の送付先】(顧問先企業で5名お申込の場合又は非顧問先企業の場合) 該当する箇所にチェック□をお願いします。
<input type="checkbox"/> 上記住所・代表者と同じ <input type="checkbox"/> 下記のとおり(上記住所・代表者と異なる場合のみご記入下さい)
送付先住所
所属・役職・ご担当者氏名

※ご記載頂いた情報については、本セミナーでの利用のほか、今後のセミナーのご案内にも利用させて頂きます。